

別表十二(十二)

「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

なお、租税特別措置法第66条の6(内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例)及び第66条の9の2(特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例)の規定の適用を受ける場合に、基準所得金額の計算において外国関係会社等が適用する「特定船舶に係る特別修繕準備金の損金算入」については適用額明細書の記載は必要ありません。

特定船舶に係る特別修繕準備金の損金算入に関する明細書

事 年	業 度	・ ・ ・ ・	法人名	
--------	--------	------------------	-----	--

別表十二(十二)

令六・四・一以後終了事業年度分

資 産 の 種 類 及 び 名 称		1					合 計
前回の定期検査又は特別修繕の年月日		2	・	・	・	・	
翌 期 繰 越 額 の 計 算	期 首 特 別 修 繕 準 備 金 の 金 額	3	円	円	円	円	円
	当 期 特 別 修 繕 費 を 支 出 し た 場 合 の 益 金 算 入 額	4					
	積立期間終了から2年経過後5年間均等益金算入による場合の益金算入額	5					
	((3) - (4) - (6))と(24)のうち少ない金額						
	(4)及び(5)以外の場合による益金算入額	6					
	計	7					
	(4) + (5) + (6)						
	差 引 特 別 修 繕 準 備 金 の 金 額	8					
	(3) - (7)						
当 期 積 立 額		9					
積 立 限 度 額 の 計 算	前回の特別修繕費の額、類似船舶から計算した特別修繕費の額又は税務署長の認定した額	10					
	同上の $\frac{3}{4}$ 相当額	11					
	(11) - (8)	12					
	(マイナスの場合は0)						
	当期の月数 60又は72	13	—	—	—	—	
	(11) × (13)	14	円	円	円	円	
積 立 限 度 額		15					
((12)と(14)のうち少ない金額)							
積 立 限 度 超 過 額		16					
(9) - (15)							
期 末 特 別 修 繕 準 備 金 の 金 額		17					
(8) + (9) - (16)							
貸 借 対 照 表 の 金 額 と の 差 引 の 明 細	貸借対照表に計上されている特別修繕準備金	18					
	差 引	19					
	(18) - (17)						
	当 期 (7) - ((9) - ((18) - 前期の(18)))	20					
	当 期 分 当期に生じた差額の合計額	21					
	(16) + (20)						
前 期 分	前 期 末 に お け る 差 額	22					
	(前期の(19))						
特 別 修 繕 予 定 日 経 過 準 備 金 額 の 益 金 算 入 額 の 計 算							
積立期間の終了する事業年度終了の日の翌日から2年を経過した日を含む事業年度終了の日の特別修繕準備金の金額		23	円	円	円	円	円
積立期間終了から2年経過後5年間均等益金算入による場合		24					
(23) × $\frac{\text{当期の月数}}{60}$							

「9」欄

特定船舶に係る特別修繕準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の8第1項」※1又は「第57条の8第9項」※2
- ② 「区分番号」欄：「00391」
- ③ 「適用額」欄：「9」欄の金額(「15」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合